

1 目的

教育職員免許法の規定に基づき、現職教員等に対して免許状を取得するために必要な単位を修得する機会を与え、その資質向上を図ることを目的とする。

2 主催

静岡県教育委員会

3 実施期間

令和8年8月3日～8月27日 のうち計10日間

4 開設科目及び日程

別紙1「静岡県教育委員会免許法認定講習実施日程」のとおり

5 講義時間

内容 時刻 日程	講義又は演習 9:00～10:30	休憩	講義又は演習 10:40～12:10	昼食	講義又は演習 13:00～14:30	休憩	講義又は演習 14:40～16:10
1日目	①～②校時		③～④校時		⑤～⑥校時		⑦～⑧校時
2日目	⑨～⑩校時		⑪～⑫校時		⑬～⑭校時		⑮校時 試験又はレ ポート作成

6 会場及び指導大学

国立大学法人静岡大学（住所：静岡市駿河区大谷836）

7 課程別受講対象者※会計年度任用職員を除く

No.	課程名	取得免許状	根拠法令	対象者
1	小学校 教諭 (A)	小一種	別表第3	県内の国公立小学校（特別支援学校小学部を含む。）に勤務する教諭で、小学校教諭二種免許状を所有する者
2	小学校 教諭 (B)	小二種	別表第8	県内の国公立小学校又は中学校（特別支援学校小学部及び中学部を含む。）に勤務する教諭又は公立高等学校中等部に勤務する教諭で、中学校教諭免許状を所有する者
3	中学校 教諭 (A)	中一種	別表第3	県内の国公立中学校（特別支援学校中学部を含む。）又は公立高等学校中等部に勤務する教諭で、中学校教諭二種免許状を所有する者
4	中学校 教諭 (B)	中二種	別表第8	県内の国公立小学校又は中学校（特別支援学校小学部及び中学部を含む。）に勤務する教諭で、小学校教諭免許状を所有する者
5	高等学校教諭	高一種	附則第9 項イ、 ロ、ハ又 はニ	県立の農業、工業、水産又は商業高等学校に勤務する実習助手で、教育職員免許法附則第9項イ、ロ、ハ又はニの第2欄に該当する者
6	特別支援学校 教諭	特支二種	別表第7	県内の国公立学校に勤務する教諭で、特別支援学校教諭二種免許状を所有していない又は全領域を取得していない者
7	養護教諭	養護教諭 一種	別表第6	県内の国公立学校に勤務する養護教諭で養護教諭二種免許状を所有する者
8	栄養教諭	栄養教諭 一・二種	附則17項	県内の国公立特別支援学校、国公立小・中学校又は共同調理場に在職する学校栄養職員（市費負担職員を含む。）で、栄養教諭一種又は二種免許状の取得を希望している者
9	幼稚園教諭	幼一種	別表第3	県内の幼稚園（幼稚園型認定こども園及び特別支援学校幼稚部を含む。）に勤務する教諭で、幼稚園教諭二種免許状を所有する者（昨年度の受講者で今年度人事異動に伴い保育園へ移動となった者も含む）

8 受講許可

令和8年7月6日（月）までに受講申込者には受講可否について、ふじのくに電子申請サービスを通じて通知する。

9 必要単位

別紙2において課程ごとの資料を参照する。

10 その他

(1) 服務

公立学校（幼稚園を除く。）においては職務に専念する義務免除の扱いとなるが、各服務監督権者の指示による。

幼稚園にあつては、公立の場合は市町、国立・私立の場合は服務監督権者の指示による。

(2) 開設要件

各講義の受講希望者が5人に満たない場合は開講しない。

(3) 経費等

授業料は徴収しない。ただし、実習やテキスト等の経費は受講者負担とする。

なお、事前に受講で必要な物品等をシラバスで確認の上、各自で準備する。

(4) 単位認定

当該講義時数の5分の4以上に出席し、かつ成績審査に合格した者に対し、1単位を認定し「学力に関する証明書」を10月中旬に交付予定。

(5) 成績審査

単位認定試験は、それぞれの講義最終日の最終講義終了後に行う。場合によっては、レポート等を単位認定試験に代えることもある。

(6) 保険対応

認定講習の主催者として、認定講習のための賠償責任保険等に加入しない。

(7) 問い合わせ

認定講習に関する問い合わせは、申込者本人が直接義務教育課へ行う。

(8) 変更等

現在文部科学省へ認定申請中であるため、変更があり得る。